

安全帯を使用しましょう。

橋梁工事で安全帯を使用せず墜落する事故がありました。

手摺り等の囲いのない2 m以上の箇所で作業する現場では安全帯の使用義務があります。(安衛則5 1 9条)

こんなことありませんか？



- ・ちょっとだけだからいいか…
- ・自分は慣れているから大丈夫
- ・これくらいの高さなら…

まさに、このような時に墜落事故が発生しています。

安全帯をしていない人を見かけたら注意しましょう。
作業手順書やKYで安全帯の着用を呼びかけるのも重要ですが、作業開始前や作業中に、現場代理人や職長、作業主任者等が着用状況を確認することも重要です。

宮城県土木部